

厚生委員会会議録

平成18年9月7日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:55

○ 委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「議案第109号 飯塚市国民健康保険条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

おはようございます。それでは、「議案第109号 飯塚市国民健康保険条例等の一部を改正する条例」についての提案理由の補足説明をいたします。議案書綴りの21ページから24ページまでに掲載いたしております。

先の国会での健康保険法等の改正に伴いまして、本年10月1日から施行する事項に関して、関係条例の一部を改正する必要性が生じたものでございます。新旧対照表で説明をいたします。23ページをお願いいたします。

アンダーラインを付している部分が、改正の部分でございます。

まず「飯塚市国民健康保険条例」でございますが、第4条(出産育児一時金)第1項中「30万円」を「35万円」と改正するものでございます。今回の改正は、少子化対策の観点から、給付の重点化を図ることから、出産育児一時金の見直しを行っております。

次に、第6条(一部負担金)第1号中「次号から第4号までに掲げる場合以外の場合」とあるのを「3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合」と改正するもの。また第4号中「10分の2」を「10分の3」と改正するものでございます。これは、年齢による負担区分等を明確に表示するために、3歳以上から70歳未満までの対象者を限定するものと、現役並み所得のある70歳以上の者の一部負担金の見直しを行っているものでございます。

次に、「飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例」第3条(乳幼児医療の支給)、次のページをお願いいたします。「飯塚市母子家庭等医療費の支給に関する条例」第4条(母子家庭等医療費の支給)、その次の「飯塚市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例」第3条(重度障がい者医療費の支給)にある、標準負担額の表記を改正するものでございます。

この3つの条例は、福岡県公費医療制度により、被保険者の負担分を助成するものでございます。今回の法改正により、療養病床に入院する70才以上の高齢者について、現行の療養病床入院基本料に含まれております光熱水費等を切りはずしまして「入院時生活療養費」が創設されております。在宅患者と入院患者の均衡を図る観点から、食費及び居住費の平均的な費用の差額について、一部負担が求められておるところでございます。

今回の県条例準則等の改正に伴いまして改正するもので、恐れ入ります、前に戻っていただきまして、まず乳幼児医療費については、現行どおりで、表記を「食事療養標準負担額」に改正するものでございます。

恐れ入ります。次のページでございます。母子家庭等医療費および重度心身障がい者医療費については、70才以上の者と、それ以外の者とを区別するために、「生活療養標準負担額」を追加併記するものでございます。

なお本文附則におきまして、この条例は平成18年10月1日から施行するといたしております。以上で補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 高取委員

今説明がなされましたが、私は現在、健康保険法を、前職教員でございましたから共済組合でしたが、今議員をやっておりますし、年齢も70を過ぎておりますので、健康保険法を適用しております。それによりますと、10月1日から今までの2割が3割になりますよというようなことがはっきりと書いてありますので、今回のものについてはあらかじめ私は自分で了解をしておったというか覚悟しておったと、こう思っております。しかし医療費の増というのは今高齢者にとっては非常に負担増になっておりますのでそういう点から質問をしていきたいと思っております。

今課長のほうから現役並みの収入のある方と、そういうような表現がございました。今回の場合70歳以上の高齢者の2割から3割に改正される点で、現役並み所得のある人、また一方では現役サラリーマンの標準とかよく言われますが、それは税法上どうなのか。例えば今私は議員をしておりますからそれだけの報酬を貰っておりますから、2割から3割に当てはまるんだらうと思いますが、限度ですね、限度です。夫婦共稼ぎで、税法上でいいます課税所得ではどうなのか。その点を分かれば教えていただきたいと思っております。

○ 健康増進課長

現役並み所得者の定義ということだと思います。

まず夫婦2人世帯の収入が、夫婦で約520万円以上の世帯の方が現役並み所得の対象になりますし、課税所得で申しますと、145万円以上の方。概略で申しますと、月収28万円以上のサラリーマンの方、現在サラリーをもらっているという方であれば、月収約28万円以上、そういった方々が対象になるということでございます。

○ 高取委員

そういうことであれば、今夫婦28万円といわれましたから、例えば今こういう男女協働で共に働くという、年金をもらっておりますが、例えば奥さんご主人もどちらも年金をもらっておることになればだいたい今公務員であれば2人で合わせて40万円以上あるんじゃないかと思いますが、それは夫婦合わせてでしょ、28万円。その点ちょっと。

○ 健康増進課長

月収につきましては1人の部分の月収でございますので。例えば高齢者2人世帯で520万円というふうに先ほど申しました。これは例でございますけれども、給与で240万円、年金が280万円の方になってきますと、だいたい520万円くらいになります。これはあくまでも収入でございますので、収入からそれぞれの控除額がございます。給与所得控除とか基礎控除、配偶者控除、いろいろそれから社会保険料の控除とか、いろんな控除等を差し引きまして145万円以上が課税所得になった方については現役並み高齢者といったような定義になってくるかと思っております。

○ 高取委員

いろいろ法を施行しますと矛盾が出てきますし、また財源の面も出てくると思うんですね。そうしますと、よく改正が行われますが、改正が行われた場合には市の条例として国に準じなくちゃならない部分と地方自治体の裁量と申しますか、地方自治体で国は改正するけれども、市としては実情等を見て改正しなくて、そこに裁量があって弾力があるといいますかね。そういう点があると思いますが、今回の改正で市の独自措置といいますか、そういうのがあれば説明していただきたいと思っております。

○ 健康増進課長

独自というふうなことにはならないかとも思いますけれども、基本的に市の裁量等におきまして金額を抑えるとか上げると、そういった範囲の部分と申しますと、先ほど申しました出産育児金、葬祭費等については各保険者において金額の違うところもございまして、今回は30万円から35万円というふうに上げるということでございます。飯塚市におきましても右に倣えの形において35万円に上げておるところでございます。

○ 高取委員

今葬祭費とか何とか言われましたけどね、改正において、もう一度聞きますが、国に全て準じなくてもよい点はあるということですね。その点どうですか。

○ 健康増進課長

もちろん県等との協議が必要でございますけれども、そういった要件を備えたものについては保険者独自の部分もあるということでございます。

○ 高取委員

今ね、よく市は福祉・教育を切り捨てておるとか、財政が困難になるとそっちの方にしわ寄せが来るというような市民の声をよく聞くんですよね。ですから私は改正があっても飯塚市としてはこういう点については独自に福祉の増進を図っておりますとか、維持を保っておりますというようなことを私はやっぱり言うべきではないか、こういうことを言うことが市の政策の福祉なりに対する市民の共感を呼ぶと私は思うんですよ。そういう点をやっぱり私ははっきり市民に知らせると、一生懸命福祉にも取り組んでおりますよ。教育にも取り組んでおりますよというところを示すべきだと思うんですよ。どこでも財政状況はきついですからね。で、ちょっとお尋ねしますが、葬祭費はどのくらい値上げされて、現状維持を保たれたと聞いておりますが、その点はどうか。それから乳幼児の場合の3歳児から国はしなさいと言っておるといことですが飯塚市は4歳児から適用しておるといようなことも聞いております。間違いがあれば訂正してください。そういうことを聞いておりますが、そういう点をちょっと詳しく述べてください。

○ 健康増進課長

葬祭費でございます。今回改正によりまして、被用者保険、いわゆる社会保険等の葬祭費の基準額等が減額となっております。10万円から5万円というふうに示されておるとい思いますけれども、この考え方の中には国保保険者並みといったようなところでの減額部分。それと先ほど申しました重点的な配分をする、いわゆる少子化対策といったような部分を含めた30万円から35万円、そういった考え方もリンクしてゐるのではないかと思いますし、ただ、飯塚市におきましては国保、飯塚市の交付におきましては4万円、現在葬祭費支給いたしておりますが、この金額については特段扱っておりません。4万円、現行どおりの支給という形にしております。それと乳幼児の関係でございますけれども、これは先の議会等でも説明させていただきましたように、飯塚市におきましては本年度合併を契機に3歳未満を4歳未満というふうに1歳引き上げた対応をとっております。

○ 高取委員

今申されましたように、これは市長の政策ですからね、新市長としてはこういう点について、福祉については考えておるといようなところあればどしどし市民に知らしめる、それは課の仕事だと思いますのでそういう点を強く要望して私の質問は終わります。

○ 楡井委員

行政の言葉でよく私が理解ができないものですから、普通の言葉に直したらどういうことになるのかなということをお聞きしますので、もし間違ったら訂正をしてください。

初めのことは出産育児一時金の支給金額が従来の30万円から35万円になるということですね、理解は。そういうことですね。

次のことがちょっと分かりにくいんですけど、先ほど言われたのは年齢の負担区分をはっきりするということと言われたんですけども、4歳になるわけですね、これは。4歳から69歳までの医療費は3割ですよと。こういう理解でいいでしょうか。

○ 健康増進課長

第6条の第1項第1号でございます。3歳に達する日の属する月の翌月からということでございますから、3歳以上70歳未満の方の医療費のいわゆる窓口の一部負担につきましては

3割。4歳部分につきましては乳幼児のその次にございます医療費の支給、県の公費の事業でございます。そちらの方は4歳未満でございますので、今ご質問はあくまでも3歳以上70歳未満という年齢の区分でございます。従前は第4号のところは10分の2でございました。で第1号が10分の3、2割と1割の部分が第2号、第3号に規定されてあるわけです。いわゆる乳幼児の2割、それから老人保健の1割、そういうふうな医療保険にかかったときの負担区分をここで明記してございます。そういった意味合いで第4号が10分の3というふうと同じ負担区分になりますので、その辺の年齢の明記を明確にしておるところでございます。

○ 楡井委員

その次の70歳になったら、今高取委員がご質問になったことなんですけど、520万円以上の方ということに、これは一応はつきりました。それから4つ目の乳幼児の入院の食費に関わる料金の問題だと思うんですけども、従来は乳幼児の方たちの入院の食費、これが無料だったのが今度はこれをお金徴収しますよと、食費について。そういう理解でいいですかね。

○ 健康増進課長

これは、この3つの条例につきましてはいわゆる今回の70歳以上の方の療養病床に入院されます方の入院時生活療養費といったものが食費の部分と居住費の部分というふうには、高齢者の方々に居住費の部分の負担を求めるといった法改正になっております。それに伴いましてこの表現を変えておるところで、この乳幼児に関しましては、標準負担額といったものを食事療養標準負担額ということで、これは以前から食事に関しては一部負担をいただいております。ただいま申しますように、居住費に関わる部分を次の2つには出てまいります生活療養標準負担額といったものを創設いたしましたので、この乳幼児に関しては、70歳以上は乳幼児でございませんで、食事のみの表現を変えたということで中身については変わるものではございません。

○ 楡井委員

次に母子家庭ならびに重度心身障がい者の方たちの入院に関してですけども、これは従来と変わって食費と宿泊費、両方徴収しますよと、こういうことの理解でいいんですかね。

○ 健康増進課長

この部分につきましても食費の一部負担に、高齢者についてはただいま申しました居住費といった部分が、これも療養病床といったものに入られる方ということでございませけれども、限定されますけれども、そちらについて今まで入院の中の基本料の中に、レセプトの点数の中に包括されておった部分が療養病床に入られる方々について、70歳以上の高齢者につきましては、介護保険との整合性を図るためにいわゆる生活費、居住費と申しますか光熱水費等の標準的な負担の差額、いわゆる例えば当該病院での平均的な費用から通常、在宅と入院との差額部分等については一部負担していただきますという形で今回居住費に関わるものが創設されておりますので、ご質問のこの2つにつきましては、居住費部分が追加した、食事費といったものは従前からございませるので、標準負担額が食事療養負担額に変わったというふうには理解していただければ、分かりやすいかなと思います。

○ 楡井委員

今の母子家庭と重度心身障がい者の方たちは食費は従来からもらってた。生活費というか生活療養、いわゆるベッド代、これが負担してもらおうとなったと、こういうことでいいですね。

○ 健康増進課長

ベッド代と申しますか、居住費、光熱水費等の居住費等というふうには理解していただきたいと思ひます。

○ 楡井委員

いわゆるホテルコストというやつやろうと思ひますので、そういう理解で。

それでは私、ちょっと戻りますけど、出産育児一時金、これの18年度の該当者数というのは予測ができますでしょうか。またさらに、17年度、16年度の実績はわかりますでしょうか。

○ 健康増進課長

18年度の当初予算におきます一時金の予算額は約196名を見込みまして、5880万円ほど計上させていただいております。実績につきましては17年度が184名、16年度が211名ということで16から17につきましては若干下がり気味、ちなみに15年度は224名ということで15年度から見ますと徐々に下がり気味といった傾向でございます。

○ 楡井委員

この5880万円という予算は、今度の補正予算には入ってないと思いますけれども、もうすでに当初予算かなんかで予算化されてるんですかね。

○ 健康増進課長

18年度当初予算の金額でございます。予算の関連について補足させていただきますと、ただいま実績につきましては190名前後の、196名かけることの30万円を法改正前でございますけれども30万円を見込んで5880万円ほど計上いたしておりますけれども、現在またこの35万円に増額することによります予算不足の見込み等でございますが、現状では若干また出生が減り気味でございます。12月の現状を踏まえまして、もし不足するようであれば12月の補正予算に計上させていただきたいと。現状の中でいけば予算の枠内で納まるんじゃないかなというふうな見込みを立てております。

○ 楡井委員

この5880万円、30万円の予算を立てたということですがけれども、この5880万円の財源、これはどこからのものなんですか。

○ 健康増進課長

単独部分と県の補助が2分の1です。

○ 楡井委員

それでは70歳で520万円という問題に関してなんですけれども、市民の人たちの意見といますか、いろいろ聞いてみたんですけども、そのうちのいくつかですが、70歳になったら医療費がタダになると楽しみにしていたら1割負担しなきゃなくなると。さらにそれが2割になって、今度は3割になる。これは年寄りいじめも甚だしいという意見とか、今年の税制改正で住民税と共に国保税も大きく跳ね上がった。当然介護保険も絡みます。そういうようなことで、行政の皆さんからいただいた資料によりますと、6月だけで2854件の相談・苦情が寄せられているという資料をいただきました。これ自治体別に見てみますと、飯塚が1082件、これは国保世帯の6.7%に当たると思います。旧穂波では752件で13.4%、旧筑穂町は534件で23.2%、庄内は345件で15.2%、颯田町は141件で9.8%ということになっているようであります。市全体とすれば国保世帯の10%を超える人たちが6月の1カ月間だけで相談や苦情の件数を寄せられています。この数字、苦情の件数について、皆さん方がどのように評価をされているのかということについてお聞きしたいと思います。

○ 健康増進課長

ただいま申されました部分につきましては、今市の方で行政改革の中におきましていろんな事務の取り扱い、件数等の状況把握等含めて、一定の数字の把握、現実的な数字の把握をやっておりますが、なかなか窓口対応につきましては、かなり詳細な数というのは難しいのが現状でございます。ただその中でただいま申されました苦情、また相談等の件数が上がってきておるわけでございますけれども、国保の方の所管のところでは本庁におきましても納付書を発送いたしました。手元に届いた時期以降、1、2週間、電話の方はかなり鳴ってございましたし、

窓口の方にもおいでになって、苦情またそのほとんどは説明を求められるといったものが多かったというふうに記憶しておりますけれども、今回の合併等によりまして、どうしてこういった税率になったのかとか、うちの方は具体的にいくらになるのかと、そういった説明を求められる部分といったものも含めた件数というふうに私ども理解しております。もちろん高いといったような率直な苦情等も聞いております。ただいまの件数等についての私どもの所管のところはそういうふうに考えております。またご存知のように国保の税率に関しましては、現在国保運営協議会の方で審議していただいておりますし、19年度に向けた国保財政の適正な運営を行うための税率の検討を行っていただいております。そういった部分を含めて国保財政の実態等をまだ市民の方々にも十分に説明をしなくてはいけないというふうにも理解いたしております。

○ 楡井委員

こういう数字を集計した場合、その数字が何を表しているのかという判断はしなげりゃいかんと思うんですよ。市長も会社の社長さんですから、売り上げがどうで収益がどうで、そうなった場合、どこをどうすれば利益が上がるかというような検討をされると思うんですよ。それと同じようなことを、会社と行政違いますけど、当然数字が出てきたらこの数字が市民の生活にどう反映してるのか、また今後どう反映するんだろうとかいう考えは持たないかんと思うんですよ。そういうこと私は聞いてるんですよ。この数字から何を読み取るのかと。そこで読み取ったものに対して、やっぱり手を打っていかないかん、策を打っていかないかんということだと思うんですよ。確かに国保運営協議会ですか、ここでのそういう討議もあると思えますけれども、この会議はそうちょいちょいあるわけではないですよ。日常的には皆さん方が市民の皆さんと接触するわけですから、そういうしっかりした考えを持って対応しなければ、非常に冷たい対応になるんじゃないか、そういうふうに思うんですよ。これ6月だけの集計でしょ。6月の、確かに6月が一番多いと思いますけど、7月、8月とそういう苦情があってるんじゃないかと思うんですよ。そうすると全体でやっぱり15%とかいうような苦情相談の件数になっていくんじゃないかと、そう思うわけですよ。ですからそういうこういうふうな数字が出てきた場合、行政としてどう考えるかというそういう数字の分析はキチンとしていかないかんと思うんですよ。それが今できてないということであればまた何かの機会にお聞きしたいと思いますので、今日はこれで終わっときます。

それについてと言っちゃなんですけど、この3割負担になる該当者数、何世帯くらいありますか。

○ 健康増進課長

これ先にも申しましたかと思えますけれども、18年3月末での、2割から3割になる方の人数でございます。112名といった数字をお示ししておったかと思えます。

○ 楡井委員

次に5番の母子家庭の関連と身障者の関係の数字を教えてくださいなんですがね。それぞれ今の該当者数、それからその人たちがどのくらいの負担額になるものかというのが分かれば教えてください。

○ 健康増進課長

17年度の対象者数で申させていただきます。母子家庭で対象者数として4534人、それから重度心身障がい者の対象者数で2849人でございます。金額でございます。金額につきましては、1億9468万8000円、今の母子家庭でございます。重度が3億5607万1000円の医療費の公費額でございます。

○ 楡井委員

このたくさんの人たちにこれだけたくさんの負担がかかると、可能性として、というのが今の数字で明らかになったんじゃないかと思うんですよ。国の政策としての実施だということでは

高取委員の質問の答弁の中にもあったと思うんですけど、国はなぜこういう社会的弱者といわれる人たちにこれだけたくさんの負担をかけるのかというふうに皆さん方、何でかなというふうに思われませんか。何でかなというところを皆さん方思っておられればお聞かせ願いたい。

○ 健康増進課長

ただいま申しました乳幼児なり重度心身障がい者、母子家庭等のこの条例に明記しておりますこの部分につきましては、ただいま申しました金額等につきましては、医療費等の金額でございますし、対象者数でございますけれども、これがこの方々に負担になるということではございません。これはこの医療費を県と市で補填しているわけでございますので、ただこの中でただいま申されます負担増になる、弱者の負担増になるといったものは、高齢者、療養病床に入られる高齢者の居住費を、ここでは排除規定ですので、一部負担をしていただきますといったことをこの条例の中では謳っておるわけでございますので、負担になるとすればこの制度改革上の70歳以上の療養病床に入院される高齢者の居住費等が負担になるというふうに誤解のないようお願いしたいと思います。

○ 楡井委員

私は誤解しないつもりなんですよね。私が質問したことに的確に答えてないから、今私が繰り返したような1億9000万円とか2億5000万円とかいう数字になるわけですよ。私が聞いたのは該当者はどうですか、これは正確に答えられました。そういう該当者の人たちが自己負担の分が、その人たちが払わなきゃならない金額がどういう予測が立ちますかという質問をしてるわけですよ。だからそこはそういうことできちんと答弁してください。

○ 健康増進課長

対象者の方が負担はされますけど、この部分については、基本的にただいま申しましたように支給の医療費を助成いたしておりますので、基本的に、負担については居住費の部分が負担になりますということで、具体的に若干1名の方の負担の部分を持っておるんですが、これ療養病床に入られておる方でございます。申し訳ございません。総額はちょっと把握しかねますので……。

○ 楡井委員

掌握しきれないというのが今の正式な答弁とみなしていいですかね。

○ 健康増進課長

例えばの形で申させていただきますと、1人の方、現実の部分でございます。これは療養病床に入られておる方の負担額がどのくらい上がるかといった部分でございます。2万4000円、1月分でございます。2万4180円負担されておる方が、今回の制度改革によりまして、5万2700円。差額は2万8520円ということでございます。

○ 楡井委員

今の例だけでも分かりますように、倍近い、倍以上でしょ、2万4180円ですか。これから5万2700円。差額が2万8千いくらかになる。こういう実態なんですよね。これは今母子家庭の方じゃなくて、高齢者の方の数字じゃないかと思うんですけども、これまた母子家庭の方の数とかいうことになる、だいたい何人くらいが入院されておるか。これは平均、例えばこれが2万8500円というのが増額が平均だと例えばしますとね、そうするとその人数を掛け算すれば市民の70歳以上のこの要件に当てはまる人たちへの負担の総額というのがザッと出てくると思うんですね。確かに何百何十円とかいうところまで出てこないかもしれませんが、そういう数字はキチンと捕まえんと先ほどいったような評価に結びつかないと思うんです。こういうところまでキチンとつかんだ上で行政としてどう対応していくかという本心なり性格を持たないかというふうに思うんですね。これぜひ総額が大体いくらくらいになるものなのかぜひ計算していただければいいと思いますね。そうしないとキチンとした対応ができていかないんじゃないかというふうに思います。そういうふうな状況で社会的弱者の方

ちに負担増が次々に押し付けられてくる。これ国保だけじゃないんですよ。介護保険もあるし、重度身障者の自立支援法の問題もあるでしょ。さらには住民税、国保料、いろいろ負担が増えてくるわけですね。これだけじゃないんですよ。そういうところから見た場合、何でこれだけ国が国民をいじめるのかという状況が疑問に思うところです。それで先ほど高取委員の質問の中でこれに関して市の裁量を生かしてやっても国からのペナルティはないというふうな答弁もありました。ですからこれ検討しなさいかんとやないかと。こっだけ負担をかけるわけですからね。というふうに思うんですけれどもいかがでしょうか。

○ 健康増進課長

基本的にこの部分につきましては、上位法に基づいて行っておりますので、これを例えば市独自でやるということになれば、膨大な財政負担がかかってくる。また国からも全くのペナルティがないということにもなってまいりませんので、これは交付金等の兼ね合いも関わってくるというふうに理解しておりますので、現状の上位法に基づいた形で実施したいというふうに思っております。

○ 楡井委員

先ほどご報告にもありましたように、4月1日から3000万円くらいでしたか、予算化して、4歳になるまでの人たちの医療費が無料になるというような措置がとられて、これ大変市民の皆さん方喜ばれておると思います。こういう状況が一方ではあるにもかかわらず、今提案されているような、上程されているような議案が実施されれば、こういう暖かい思いやりというのが元の本阿弥になってしまうんじゃないか。そういう心配するわけですね。今回の改定でも出産育児一時金が引き上げられるというような暖かい面はあったと思いますけれども、やっぱり今答弁がありましたように、このままやりたいというご意見ですが、確かに全額、このまま実施するというのであれば、確かたぶんさっき言ったような数字ですから相当大きなお金がかかると思います。これ独自に若干減免をすとか、割引をすとかそういう措置も考えられませんか。

○ 健康増進課長

先ほど申しましたように、上位法に則り実施していきたいというふうに思っております。

○ 高取委員

先ほどの質問でちょっと落としたんですけれども、高額医療費の自己負担額が上がったというようなことを聞いておりますが、これは今回の改正ではどういうふうになったのか。高額、何十万円も払ったとかその場合の自己負担金をして、残りを申請すればいただいております。その点どうなったんですか。改正になったんですか。なっていないのか。

○ 健康増進課長

改正になっております。例えば一般の外来、入院の方、70歳以上の入院の方、現行4万200円が4万4400円等に改正になる予定でございます。

○ 高取委員

なぜ今聞いたかと申しますと、私5月に入院をしたわけですね。5月の下旬から6月の上旬であったものですから、私は2週間くらいやったんですが、そのときに高額医療が受けられるということでもちょっと聞きましたら、私の場合つまらないと。なぜかという2カ月にまたがったからということなんですよ。そこで私自身は自分のことで恥ずかしいんですが矛盾を感じたんですね。2カ月にまたがった、だから5月で清算しますね。また6月で清算するんですが。ですからやっぱり今から先は高齢者というのは、入院することが多いんですよ。高額を必要とする場合がありますが。私はそういう矛盾を感じたんですけれども、法には施行すればいろいろあとで矛盾が出てきます。そういう矛盾をやっぱり今楡井委員から言われましたようにいろいろ矛盾なりがある場合には現場ですね、現場携わった人たちが行政としてこういう点は矛盾ですよ、法改正お願いしますというようなことを声を上げないと国というのは自分たちが

オールマイティと思っておりますからそういう点を私は強く今後の改正があれば市の独自の措置があれば財政的に許せば私はやってもらいたいけれども、大いにやってもらいたいと思うんですよ。しかし矛盾があればやっぱり県なりを通じて実情を上げると。そういうことに留意していただきたいと思います。特に介護保険につきましては非常に矛盾が出てきよるんですよ。そういう点を行政としては考えていっていただきたいということを申し上げときます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

根本的にと言いますか、本会議の中で発言させていただきたい、述べさせていただきたいと思っておりますけれども、今討論になった状況の中で反対の態度を表明しておきたいというふうに思います。

1つは先ほども言いましたように、3000万円の予算をかけて今年の4月1日から4歳になる前までの人たちの医療費が無料になる、これはもう実施されています。そして今回の改定でも出産の金額が、一時金が30万円から35万円に引き上げられるということについては私ども評価したいというふうに思うんです。しかし少子化対策というようなことで一番初めあったと思うんですけれども、それは今回のこの改定の中には当てはまらないんじゃないかというふうに思うんですね。なぜかというならば、1つは15年が224人、16年が184人、17年が211人、今年度の予想が196人、これが196人まで行かんであるというように予測が立ってる。これも少子化、赤ちゃんの生まれる人数が減ると、年々減ってるという状況に予測が立ってる、実績と予測が立ってるわけですね。こういう状況からしても少子化対策という形にはならないんじゃないかと思うし、先ほどから具体的な数字をいくらかずっと聞いてきて、高齢者それから障がいを持った人たち、母子家庭という非常に弱い方たちへの負担がのしかかってくるという意味では非常に賛成しがたい状況があります。自治体、地方自治の本旨、これはじめ代表質問のときに市長と討論しましたが、地方自治の本旨の実現というのを1つの市長の公約でもあるし、そのためにがんばりますというふうに言われた内容でもあるわけですね。そういう側面からしても今回の改定はそういう市長の立場とそぐわないんじゃないかというふうに思うんです。それでどうしても今回の提案を撤回するかさらには部分的にでも減免措置を、それから部分的な補助、こういうのを検討もしていただければ再提案していただきたいというふうに要望も加えて反対討論にさせていただきます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。討論を終結いたします。採決いたします。「議案第109号 飯塚市国民健康保険条例等の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。